

## はしがき

雇用・労働をめぐる環境は大きく変化しつつある。その背景には、いうまでもなく経済のグローバル化や情報通信技術の発展があるが、その行く末は定かでない。ボルツのいう「自明性の喪失自体が、まったく自明になっている」時代（村上淳一訳『意味に餓える社会』3頁）なのかもしれない。

こうした背景のもとで、労働法の規制緩和を含む「改革」の議論がさかんである。雇用・労働の環境変化を理由とする「改革」論は、一見すべてもっともらしく見える。しかし、熟慮を経ることなく打ち出されて実行される「改革」は、守るべき貴重な価値まで捨て去る危険がある。

他方、労働法全体のあるべき方向よりも、現行法を前提とした細かな法解釈に沈潜する傾向も広く見られる。それもまた時代の不確実性の反映であろう。こうした時代には、実務だけが確実らしく見え、実証主義が繁栄するからである。しかし、現行の法律と判例に視野を限った作業は、労働法理論の精緻化をもたらしようとしても、その全体としての後退と変質に対して無力である。

今必要なのは、歴史的に形成されてきた労働法の基礎構造を解明し、かつ労働法がいかに変わろうとも守らなければならない基本的な価値と原則を確認することである。そうした作業によって「改革」論を測る座標軸を確立することが、議論を地についたものにする不可欠の前提条件ではないか。

本書は、こうした問題関心から、労働法の基礎理論にかかわる12の問題をとりあげて論じたものである。第10章は既発表の論文に大幅に加筆したものであるが、それ以外は新たに書き下ろした。取り上げた問題は、上記の関心からして重要と思われるが、通常の体系書や教科書では十分には論じられていないテーマである。そこには、基礎法学的な議論（歴史、比較法、法社会学など）と法解釈にかかわる議論が含まれているが、もちろん労働法上の重要問題がすべて網羅されているわけではない。

標題のドイツ語訳にあたっては、「基礎構造」を単数形と複数形のいずれにするか迷った（ドイツ語ではどちらもありうる）が、労働法がいくつかの部分構造から成り立っていることと、それが動的に変化するものであることを考慮

して、複数形 (Grundstrukturen) を用いることにした。

私は、かねてより、研究者生活を終えるまでに労働法の基礎理論に関する多少ともまとまったものを書いてみたいと思っていた。さまざまな機会に論じてきた基礎理論にかかわる自分の考え方をある程度整理し、かつこれまで十分検討できなかった問題についても一応の考え方を示しておきたいと思ったのが主な理由である。同時に、労働法の形成をめざして基礎理論の解明に情熱を燃やした先人たちの業績を、現在の時代状況との関連で位置づけ直して、今後の議論への橋渡しにしたいという気持ちもあった。本書によって一応自分なりの課題を果たしたことになるが、なお不十分な点が多いことは自覚している。本書で論じた個々の論点についてはもちろん、本書の基本的なスタンス自体についても異論が出されることが予想される。ただ、本書がいささかでも労働法の基礎理論への関心を喚起し、建設的な議論を誘発することができれば、これに勝る喜びはない。

龍谷大学名誉教授・萬井隆令氏は、本書の原稿に目を通して大小さまざまなアドバイスを下さった。意見の相違もあったが、指摘はすべて有益であった。もつべきものはよき先輩である。

本書の編集を担当して下さった法律文化社の秋山泰さんは、ともしれば自信をなくして筆が滞りがちになる私を暖かく励まし、また懇切丁寧に編集作業を進めて下さった。本書の完成が少しの差で秋山さんの退職に間に合わなかったのが心残りであるが、秋山さんには今後のご活躍を祈念しつつ心からの感謝をささげたい。秋山さんの退職後、ご多忙のなか自ら編集作業を引き継いで本書を完成させて下さった法律文化社・田麿純子社長にも心から御礼を申し上げたい。

2016年 4月

西 谷 敏